

## 阿部長グループ 人権宣言

阿部長グループは、企業活動のあらゆる側面において、すべての人々の人権を尊重することを重要な責務と認識し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

この宣言は、国際人権規約、国際労働機関(ILO)の労働に関する基本原則および権利、ビジネスと人権に関する指導原則などの国際的な規範を支持し、阿部長グループ各社の事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重するための基本的な考え方を示すものです。

### 1. 基本理念

すべての従業員が互いに尊重され、いかなる理由による差別も行いません。私たちは、すべての人が尊厳と権利を有する存在として尊重されるべきであると考えます。

### 2. 対象範囲

この宣言は、役員、従業員(正社員、契約社員、パートタイマー、派遣社員など)、および事業活動に関わる全てのステークホルダー(取引先、顧客、地域社会など)に適用されます。

### 3. 尊重する人権

事業活動において、特に以下の人権を尊重します。

- **労働者の権利:** 強制労働、児童労働の禁止、差別の禁止、安全で健康的な労働環境の提供、適切な賃金と労働時間の確保。
- **人権デュー・ディリジェンス:** 事業活動が人権に負の影響を及ぼすリスクを特定し、防止、軽減するための適切な措置を講じます。
- **救済へのアクセス:** 事業活動によって人権への負の影響を引き起こした場合、適切な救済措置を提供します。
- **差別の禁止と多様性の尊重:** すべての人が平等な機会を与えられ、多様性が尊重される職場環境を構築します。
- **ハラスメントの禁止:** あらゆる形態のハラスメントを許容せず、防止するための措置を講じます。
- **地域社会の権利:** 事業活動が地域社会に与える影響に配慮し、地域社会の権利を尊重します。

#### 4. 実施体制

この人権宣言を確実に実施するため、以下の取り組みを行います。

- コンプライアンス規定を設け、人権尊重の取り組みを推進します。
- 役員および従業員に対して、定期的な人権に関する研修を実施し、意識向上を図ります。
- サプライヤーを含むビジネスパートナーに対し、本宣言への理解と協力を求め、人権尊重の取り組みを推進します。
- 人権に関する苦情や相談を受け付ける窓口を設置し、適切に対応します。
- 定期的に人権尊重の取り組み状況を評価し、改善に努めます。
- ステークホルダーとの対話を通じて、人権尊重の取り組みを推進します。

#### 5. コミュニケーションと情報開示

この人権宣言および人権尊重の取り組みについて、ウェブサイトや報告書などを通じて適切に開示します。

#### 6. 見直しと改善

社会情勢の変化やステークホルダーからの意見を踏まえ、この人権宣言を定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。

制定日: 2025 年 4 月 1 日

阿部長グループ代表

阿部 泰浩